

平成30年第2回平取町議会定例会（開 会 午前10時00分）

議長

それでは皆さんお揃いですのでただいまより本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は12名で会議は成立いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、10番四戸議員、11番千葉議員を指名します。

日程第2、一般質問を行います。各議員からの質問事項はお手元に配布したとおりであります。この順序により指名します。まず、11番千葉議員を指名します。千葉議員。

11番
千葉議員

11番千葉です。一般質問の前に、先だつての3月8日深夜から9日にかけての大雨融雪災害に見舞われました関係者の方々に対しまして心よりお見舞いを申し上げたいと思います。また、災害対策本部を設置し昼夜を問わず一生懸命対応にあたられました町職員や関係者の方々に対しましても、この場をお借りいたしましてお礼を申し上げたいと思います。春にかけて1日も早い復旧がなされることを心から願いたいというふうに思っております。それでは早速一般質問のほうに入っていきたいと思います。今回の一般質問につきましては、二風谷のファミリーランド施設整備事業について、一つ一つ伺っていきたいというふうに思っております。貴重なお時間を拝借しながら、ご答弁を求めていますというふうに思っております。まず第一に、第6次の平取町の総合計画にも示されておりますファミリーランドの施設整備事業の推進計画全般についての関連したかたちで質問をつなげていきたいというふうに思います。この総合計画に対しましては内容的にも、施設の修繕とか遊具のリース料が主な予算編成の計画となっておりますが、改めての事業というのはグランピングの事業だけなのかなというふうに思っておりますけれども、実はよく一般町民の方からも言われることは、古いほうの老人福祉センターの建物そのもの、それからお風呂もあった浴場施設そのものを今後どうするのという意見、実は結構聞かれるんですね。まあ新しい温泉、平取の温泉ゆからができてからは当然向かう方向と駐車場も改めて設置になっておりますけれども、やはり古い施設のあり方も、実はこのファミリーランド施設整備事業の中については、同時進行でやっぱり考えていかななくてはいけないという意見がたくさん出ております。そこで一時、温泉施設のゆからが計画される前に、かなりこの古いほうの温泉施設の石の存在のあり方、とつても貴重な石だから何とか再利用できないかという意見もあったり、あるいはその施設をもし取り壊さないで有効利用するのであれば全部が全部解体しなくても、例えばの話ですけども、平取町の関係するイベントの資機材の保管庫的なものでも使うという話もちよつとこう出ておりましたけども、まずもって今の現状で、この旧温泉施設、平取の老人福祉センターという名前の施設の扱いについて現状の考え方、伺っておきたいと思っております。

議長

観光商工課長。

観光商工
課長

それでは千葉議員の質問にお答えいたします。旧温泉施設につきましては、まず経過を説明させていただきますと平成27年度に旧温泉活用検討会議というものを開催しております。その中で、そのときの現況といたしましては、天井が落ちている、雨漏りがしている、太陽光の温水器がだめになっているということもございまして、解体処理費として当時の事業費で5800万円ほどかかるということ算出しております。改修費につきましても、天井の張り替え、また床のカーペットの撤去などで3600万円ほどかかるということで、これにつきましては人を入れなくて、電気、給排水、暖房等を使わないという条件での算出ということでございました。また、不特定多数の人を入れるとなると、耐震基準を満たさなければならないということもございまして、耐震診断をして耐震の機能があるかどうか、そこからスタートということもありまして、耐震補強も含めて改修するということになりますとさらに相当なお金がかかるのではないかとということで、施設につきましては利活用というより物置として利活用するというところで説明したところがありました。ここで、ある程度方向性というのは出ているのかなというところでもございました。そういったことを受けまして、平成28年度に青少年会館の開拓財産の展示の関係ということもございまして、旧社会福祉協議会の事務所の中にあります備品を旧温泉の大広間に移す、また、その開拓財産の一部も大広間に移動させるという話がございました。このとき改修費の計上も予定しており、28年5月には議員の皆さんにも現地を見てもらったりした経緯があります。改修費の予算というのは当時付かなかったんですけども、開拓財産の保管手法が温泉の大広間に置くというより旧荷負小学校へ置いたほうが良いのではないかとということで、変更するということにもなった経緯があります。現在、大広間については倉庫としては活用してはおりませんが、この結果とは別に旧びらとり温泉内の整理、備品の整理、あと裏の車庫の整理、その後社会福祉協議会の備品整備をいたしまして昨年まで少しずつ物の整備を進めてきたところでございます。以上のような経緯からも、人を入れての利活用、安全面とか経費の関係から非常にちょっと難しいのかなということで、将来的には解体する方向として考えたほうが良いのではないかとこのように捉えているところもあります。しかし先ほど申し上げましたとおり経費が非常にかかるということで事業の実施計画にのせるにあたりまして、現在、庁内の組織、まちづくりプロジェクト会議というのがありますので、ここに諮りながら検討していきたいなというふうに考えているところでもございます。当時、旧浴場の名石につきましても屋根を壊して搬出するとなると非常に経費もかかるということもございましたので、その辺もあわせて検討会議、プロジェクトに諮って検討したいというふうに考えているところでございます。以上です。

議長	千葉議員。
1 1 番 千葉議員	課長、ずいぶん一連の流れ懇切丁寧に説明いただきましたけども、その辺の流れは当然自分としても捉えているわけでごさいます。ただ、今、温泉施設、新しくオープンして、ファミリーランドをさてどうしようかというかたちのなかで、どうしてもやはり新しい施設に注目が行って古い施設を置き去りになっているという部分では、やはり個人的にはちょっと気にはなっているんですね。今のご説明ですと、改修費をそれだけかけるならということでのスタートだったということも覚えておりますけども、ただ、ここへ来て端的に伺いますけど、解体費、仮に全部取り壊しするとなつて、あそこ更地にするというまでの解体費というのは見積もりとかそういった資料的なものは集めて、実は解体するならこのぐらいかかるんだよという試算はしてみたのでしょうか。
議長	観光商工課長。
観光商工 課長	当時の28年の2月のときに産業厚生のほうでも説明させていただいた時点では、一応見積もりというかたちでの数字で押さえてはおります。
議長	千葉議員。
1 1 番 千葉議員	当時の見積もり、ちょっと私資料的にその金額的なことはっきりしていないんですけど、そのときの見積もり解体する費用の見積もりとしては何ぼだったのでしょうか。
議長	観光商工課長。
観光商工 課長	事業費で5800万円という数字でおさえております。
議長	千葉議員。
1 1 番 千葉議員	ちょっと私のなかで頭混乱しているところがあって、それは改修して直すかという見積もりじゃなくて、取り壊しの見積もりとして純粋に5800万円という結果であるんですね。それで、当然あの古い建物の場合は耐震構造になってないから人を入れたり、何かを展示するなんてことは当然のことながら不可能な施設ということで、ただ、個人的にも懸念しているのは、やはり古い施設であっても、完全に施錠をしたり中に入らないようなかたち取れないと思うんですよね、なかなかね。例えば窓ガラスを壊して中をいたずらして入るとか、あるいは一時、中の備品をきちっと売却するというかたちである程度処分はでき

たと思うんですけども放置しておくということには私はならないというふうに個人的に思っているんですけども、例えばさっき言ったようにイベント用の機材やなんかの保管庫とか何とかという考え方は全くないのでしょうか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 当時、28年度にそういうことで大広間を改修してイベント用の備品を動かそうという計画はあったんですけども、そのときの改修費がちょっとつかなかったものですから、それで少しでもファミリーランドのまつりに使えるようにということで、温泉の車庫のほうですね、中を直すということで整備しまして、そこに備品等を運んで、今、少しでも使い勝手のいいようにしているというような状況でございます。

議長 千葉議員。

11番 千葉議員 今の答弁から判断すると、この建物、旧温泉施設含めたこの建物はこのまますべて放置状態でずっと持っていくという考えでよろしいんですか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 方向性といったしましては、一応解体していく方向で考えたほうがいいのではないかと捉え方をしております、それを金額も大きいものですから、また見積もりも最終のものではちょっとないので、非常に部材の関係とかっていうとまた金額も上がってくる可能性もあるのかなというふうな分もとらえまして、その辺をどういった段階で事業計画のせるかということプロジェクトの会議で検討しようかなというふうに考えております。

議長 千葉議員。

11番 千葉議員 解体していく方向で検討ということであれば、やはり正式な見積もり、現時点での見積もりはやっぱりとっておいたほうがいい。そして議会のほうにもそれをぜひ示していただきたいなというふうに思っております。なぜそういうこと言うかという、一般的な住宅とか建物取り壊しの場合と、公共的な建物という捉え方からいくと、例えば産廃処理一つする場合でも衛生組合の協力をやっぱりある程度得られるような方向性でということも私は考えられると思うんですよね。ですからコスト的にも解体する場合は5千万円も6千万円も本当にかかるのかな、やっぱり事業内容をきちっと見きわめて、解体にあたる業者とのいろんな情報を得ながら、衛生組合の協力も得ながらいくのであれば、私はこの5千万円、6千万円という解体費用は、そんなに我々が今考えているような

コストよりかなり下がっていくものかなというふうに思っていますので、もし今のご答弁にあったとおり将来的には解体する方向でということであれば、あまり空き家のまま放置をしないで予算をきちっと見積もりをとって、そして解体を決めていく年度をしっかりと捉えながらいくことが、やっぱりファミリーランドの施設整備事業については、これ、切っても切れないことだと思っていますので、その辺は再度、新年度に向けてそういったかたちで調査をしていただければなというふうに思っていますのでお願いしたいなと思っています。やはり私は事業計画でいろんなものを整備して、予算をつけていくことは結構だなというふうに思うんですけども、それと同時にやっぱり古くなってきたもの、これのやっぱり捉え方を同時進行で進めていかないと、やっぱりファミリーランド全体の景観とか、利用者のことも考えながらいくと、やっぱり古いものは何とかしましうやという方向もウエイトをかけていただきたいな、予算付けをしていただきたいなというふうに思っていますので、その辺のことはよろしくお願いしたいなと思っています。それと同じファミリーランド内で1点1点ちょっと旧施設全般のことについてということは何っていきたいんですけども、テニスコート、今4面ありますよね。一応ネット上で出て紹介されているのは4面全天候型のテニスコートが完備されているっていうかたちで出てるホームページもあるんですけども、相当、私は去年の雪降る前にちょっとその施設もずっとスケートリンク場からもずっと見てきたんですけども、大分やっぱり老朽化が進んで傷んでいる。新しい施設ができる前、旧温泉施設のなかでは確か大学生の合宿とかもテニス関係で来ていた関係がちょっと見受けられたんですけども、私は何もかにもすべて整備してお金を掛けなさいということじゃなくて、やはりこれからファミリーランドの利用目的地というのをきちっと精査して、何をやっぱり中心にして、ここのファミリーランド全体の公園を整備したらいいのかということを考えていく上で、やっぱりテニスコートあたりはそうやって大学の旭川だったかな、前に来たときジャージを着てた人たちが、元の大広間のところで食事をしてた光景を何回か見たんですけども、やっぱりそういった目的利用ができるような、大学なり団体なりがあるとすれば、そういった方々の利用する施設はやっぱり目を向けていかなくちゃいけないなというふうに思っていますけど、まず一つ目はこのテニスコートの扱いはどのように考えていますか。端的に言うと第6次の計画の中に示されているファミリーランドの事業計画の予算、単年度500万円ずつですか、平成32年まで付いておるわけですけども、そのなかでテニスコートに対しての考え方どのように考えているか伺います。

議長

観光商工課長。

観光商工
課長

テニスコートの関係につきましてはネットの関係があって修繕はかけたことがあるんですけども、それとあと全天候の部分については今回まだ修繕というか

たちでは取っていませんでしたので、全体修繕の中でちょっと現況を見ながら、その辺は整備していこうかなというふうな捉え方はしております。

議長

千葉議員。

1 1 番
千葉議員

先ほど、一番最初に言ったように、もし団体とか、いろんな団体とかサークルでもいいですよ、それから大学でもいいですけども、今まできた実績とか細かくは捉えてないにしろそういった利用があるんだよということはやっぱりちょっと頭の隅っこに置いてもらえれば、整備しやすいのかなと思ってますし、どうしても、ネットにうたわれている全天候型4面のテニスコートが完備されている施設がありますよということであれば、それに見合った整備は最小限、お金をかけて、整備していただきたいなというふうに思っています。また、利用した方々からも、せっかくあのテニスコート4面こんな立派な敷地にあるのであれば、もっと良い条件で利用したいという声も上がっていますので、その辺はぜひ捉えて、この整備の中で予算をつけていってもらいたいなというふうに思っております。それと再三、私も言葉にして言っているんですけどもスケートリンク場ですね、あそこは沙流川まつりのイベントの時の駐車場として、非常にまだコンクリートも一部生きているところがあるものですから利用されているんですけども、あの扱いはどのように考えていますか。

議長

観光商工課長。

観光商工
課長

今、議員のおっしゃったように、一応沙流川まつりの駐車場ということで使わせてもらっているなかでは、非常に有効的な部分もあるのかなという考え方はしております。今、中の部分が、コンクリートというかその分もちょっと傷んできているので関係者駐車場としては台数少ないんですけども、それを含めたまわりのなかで駐車場の利用を有効に使っているというような部分で今のところは判断しながらやっているところでございます。

議長

千葉議員。

1 1 番
千葉議員

ちょうど私も昭和53年のころから、さっきぶり返しますけど、温泉の石を外でクレーンでつってレイアウトしながらそれをそのまま中に設置しようとか、それからスケートリンク場の話も出た時ちょっと話にかかわっていた経緯があるものですから、スケートリンク場も実は公認の面積がとれる、いわゆるその一般競技で使えるようなスケートリンクを希望したんですけど、ちょっと寸足らずではっきりした公式的なスケートリンクの距離を確保できなかったということがありますけども、そんな中で段々段々、利用者が減ってきてそのうちスケートリンクは活用されないまままきているということで、コンクリートの地

べたの部分はまあまあいいとしても、塀の部分はやっぱり相当、木でできている分腐れて老朽化してきているという部分があるので、その辺ぐらいは、やっぱり今回のファミリーランドの施設整備事業で、ちょっと目線からも見やすいようなかたちぐらいまではですね、今回の平成32年の事業予算のなかにも含めてもらって、景観をやっぱり大事にしてもらいたいなというふうな思いもありますので、その辺のことも考えているのかどうなのか、ちょっと再度このスケートリンク場について伺っておきます。

議長

観光商工課長。

観光商工
課長

一応木の部分については、傷んできている部分とか、ネジというかそういうボルトの関係もちょっと出てきて、一度は整備しているんですけどさらにちょっと傷んできているような状況も現況を確認しながら、その辺は危険のないようにというか景観も含めたなかで対応していきたいなと考えます。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

そうですね、ぜひあまり放置しないで、今言った最低限テニスコートの部分とそれからスケートリンク場の老朽化に対して、やっぱりちょっと敏感になっていただきたいなというふうに思っていますので、ぜひ予算付け含めて整備をしていってもらいたいなというふうに思っております。それといつも沙流川まつりのイベントと、主立ったイベントでいったら真冬についてこの間行われました全道のPKグランプリですか。これが一応、町外からの集客も含めて、ファミリーランドのイベントの中では今2大イベントかなというふうに思っていますけども、沙流川まつりの部分でピンポイントでちょっといつも感じている部分、あるいは、我々の仲間というんですか、お友達とか札幌から来たときに意見とか総括して気になっていた部分を申し上げます。悲しいけれども何年かに一遍必ず雨降るんですね。イベントのときは。やっぱりそのときの対応のことを実は雨降りのイベントの年に言われました。それはどなたから言われたというんじゃないくて、やっぱり町外から来てくれたお客様といったほうがいいのか。一つはやっぱりステージの話がよく出るんですよ。せっかくこれだけ雨が降っても集客のあるおまつりなんだから、ステージぐらいはもうちょっと雨風しのげるようなかたちで、簡易的なものでもいいからテントやなんかでも今専門の業者いますので、折り畳み式のテントとかそんなに高額ではないよと。そんななかで、ステージの扱い方、特にステージに上がってイベント行くといったらまずヨサコイの関係、スタートからありますよね。ほとんどびしょぬれですよ。それはいいんですけど、いいんですけどというかしょうがないかもしれませんけども、それとやっぱり近年は吹奏楽の関係もある、それから、ちょっと名の知れた方の演歌歌手のステージショーもある、そんなことでやっぱりステ

ージの活用方法は確かに年に1日限りのイベントだとしても、最低限やっぱりゲストを招いた時の対応の仕方というんですか、これやっぱり考えていく必要、私はあるなと思っていますんで、やはりイベントの広場としての整地、あるいは整備に関してはそんなに多額にあそこの部分というのはお金はかからないなと思っていますし、現状グラウンドになっていますから、改めての整地とか、機材を運んでということにもそんなにならないと思うんですけども、少なくともステージの扱い方、これはやっぱり今後少し整備予算の中に含めて、私は町外から来てくれるヨサコイの方々も含めまして、あるいはその歌手の方それから地元の吹奏楽、あるいは過去には警察の関係の吹奏楽も来たこともありますけども、そういった方々に、多少の雨でもここなら行けるよなというぐらいの安心感を持たせるようなステージづくりというのを考えていないのか、計画にないのか、今回のこの整備費、年間500万ぐらいの予算ですけどもその位置付けはどうなんでしょうか。

議長

観光商工課長。

観光商工
課長

沙流川まつりにつきましては、昨年は非常に天候にも恵まれて非常にたくさんのお客さんが来場していただきまして、ステージのイベント、また、びらとり和牛を食べていただき楽しんでいただいたという経緯がございました。現在のステージの設営につきましては非常に大きな金額がかかっているということでございまして、一応、課の中でも内部協議をしたところでございます。やはり現在のステージとは違ったトラックステージであればある程度、囲いができるのではないかということ、また雨天対応のためのテントというのも門別競馬場にもあったのをちょっと見てそのリース料とかは一応、聞いたりもしたんですけどもちょっと金額かなり高額だったというふうな話も聞いたところでございました。現在、雨が降ったときについては透明のテントで歌手の方や吹奏楽の方はやってもらったということが一昨年ございました。沙流川まつりの実行委員会でも今後の沙流川まつりの方向性ということで、そういった意見も、どういったふうにやっていくかということは、話し合い、意見としては出たんですけど結論までには至っていないというのが今現在の状況でございます。グラウンドにつきましては、平日に今、野球の練習をしているチームもございまして、少年野球チームも練習しながら、また、本町のスポーツまつりでも使用しているということで、現在まだ野球場として使っている部分もあるということが今の現状でございます。野外イベントの方向の考え方といたしましては、年間のイベントスケジュールというのも結構多くありまして、経費や協業の人員の問題とか、今度、施設を恒久的にした場合の維持管理とかまた修繕とかということかたちも、これからは考えていかななくてはならないということで、現在利用しているグラウンドの方との調整も必要になってくるのかなというふうな考え方をしております。また観光協会もこれからそういったイベントの整理とか、考え方

をどうふうにするかということも必要になってきますので、そういった関係機関とも協議を重ねながらファミリーランドの施設整備というのはどうふうにするべきなのかということでの検討はしていきたいなというふうには考えているところです。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

そうですね、今、課長答弁されたようにさまざまな方々からいろんな意見、きっと出ていると思うんです、私が今、質問したようなことも含めて、たくさん出ているかなというふうに思っています。一つはですね、なぜ今回ファミリーランドの施設整備事業について質問したかということ、やはり予算の捉え方として将来的にはやっぱり再整備もやっていくよという文言ありますよね、この発展計画というか総合計画の中に。再整備というかたちにちょっと私は気に留めていました。ということは再整備をしていくというかたちになれば、これまた当然財源の問題も改めて生まれてくるわけですが、将来的なこと、やっぱり見据えて整備してもらいたいという希望が私にはあります。一つは、公園敷地全体の維持管理のコストはできるだけ抑えられるようなかたちがやっぱり将来的に必要な。例えば、パークゴルフ場とか一般のグラウンドとかイベント終わった後の整地整備、それから後片づけ含めて、やっぱり機能的なかたちで維持、運営管理されていく方向を一つ大事に捉えてもらいたいなということ。それともう1点は、昔よく我々子どもが小さかったときは、ゴーカートが走っていたり、あるいはそのダム湖になるからといってスワンのボートですか、あんなの浮かべてみたり、いろんなチャレンジしたと思うんですけれども、私はもうそういう考え方は捨ててもらいたいな。今後含めて淘汰されてきているわけですが、やっぱりファミリーランドの公園として何を柱に打ち出したらいいのか、コンセプトはやっぱりはっきり協議してもらいたい。名前のおり、家族みんなで楽しめるような公園施設だよということの中でも、何もやるかにもやるということを結構、私見てきているんですけれどもことごとくあまり良い方向には行かなかった。ですから、例えばの話ですけど、私は農村公園的なものがあるのかな、あるいはそのイベント広場的な活用を柱とした運営がいいのかな、あるいは食材を生かした何かそういった集合的な公園であっていいのかな、あるいはアイヌ文化をやっぱり強調して、また二風谷再整備と違ったかたちの中で平取を感じられるような施設がいいのかなという色んな考え方、私あると思うんです。ですから、どれもこれもというふうにやっぱりならない。当然財源的にも限られた財源で運営していくわけですから、その中で、そういったファミリーランドの位置付けというんですか、方向性というんですか。やっぱり、打ち出すものきっちり掲げて、それに向かってピンポイントで整備を進めていくということをしなければ、前に先ほども言ったとおり、スケートリンクも結果的にはだめ、テニスコートも利用はしてくれているけど古くなったけど

さてお金かかるからどうしようとかって、絶対そういう壁にぶち当たりますから。ですから私は古い施設も淘汰しながら、今後の方向性をきっちりイベントとしてやっていく部分での町内からのお客さんも意識したなかで、どういったファミリーランドの公園の施設づくりがふさわしいのかなという、何かこう、ビジョンというんですか、そういった計画的なこととか考えて今の時点ではおられるのか、そのことについて意見を伺っておきたいと思います。

議長

観光商工課長。

観光商工
課長

今の時点で明確なコンセプトというか、こういうことだというそのキャッチフレーズ的なものは言葉も含めてちょっと考えてはいなかったんですけども、利用されている方の意見を非常に大事にしたいなということもございまして、キャンプ場の利用というのは昨年も結構利用されて、ここのキャンプ場は楽しかったということでの非常にいい意見が出ているなかは多いです。それでそういったなかでもいろいろ細かいところがトイレの洋式化とか、そういったもう少し遊ぶところがあってもという声もあるものですから、そういった部分も拾いながら、キャンプ場というのももっと整備も含めてまた新しい機能的なものも含めながら対応していければなというふうな捉え方をしております。またこういったファミリー的な部分、それとは別に今グランピングというかたちのある程度高級志向を含めたなかのキャンプというのも、これからの可能性ということで本年度からちょっと試してというか試作でやってみるんですけども、そういったものを複合的に考えながら、ちょっとキャンプというものについては考えていけるのかなという捉え方をしています。あとパークゴルフについてもパークゴルフ協会ともいろいろ検討しながら、やっぱりちょっと芝が傷んでくる理由とかの部分も含めまして、木の伐根、伐採ですね、そういった分の間伐含めたなかで今年度ちょっと計画しているところもございまして。総合的にはファミリーランドという位置付けのなかで経費をかけないで、観光協会のほうでも今考えているんですけど、ツアーの中で雪原を使ってバナナボートのようなもので引っ張ってちょっと楽しんでもらうとかというのも試しにやったりしているようなところがございまして、そういった反響や意見を聞きながら、いろいろ整備兼ねたなかで進めていきたいなというふうに考えています。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

今、いろいろとキャンプ場の話からパークゴルフ場の話まで出たわけですけども、いずれにしてもやはり、まず柱となって掲げていくテーマとかコンセプト、決めてもらいたいんですね。それに向かってじゃあどんな整備が必要なのかな、もしかしたらその中で新しいさっきグランピングの話も出ていましたけども、オートキャンプ場に力を入れてくよというかたちがもし打ち出せるのであれば

ば、やはり試験的なこのグランピングを展開したなかで今後どうなのかということも当然検討されるわけでございますけれども、私はやっぱりファミリーランド、今後やっぱりすごく大事な施設だなと思ってますので、さまざまな利用者の意見を聞きながらというのは当然理解できますけれども、やはりこの総合計画を立てていく上でも、一般町民の意見ももちろんそうですけれども、理事者側の考え方ももちろんそうですけれども、それを照らし合わせた中で私は個人的な意見としては、間に1人やっぱり専門家を入れるべきだなというふうに思っています。その専門家とは公園づくりとか自然を生かしたさまざまな公園を手がけた実績のある先生含めて、そんなに意見をいただいたり今後の方向性を伺ったりするのにお金はかからないと思いますので、ぜひ民間の、あるいは大学の有識者もそうなんですけれども、そういった方を間に交えてやっぱり協議してほしいなというふうに思っています。それがすべてではないにしろ、総合的に今言った町民の意見とか理事者側の構想も含めて照らし合わせて、どういった方向で行くのかというのはやっぱり今後固めていくことが私は先決かなというふうに思っていますけれども、どうでしょうかね、町長、副町長あたりの考え方もここで伺っておきたいんですけど、ファミリーランドこれ将来にわたってどういった構想を持っていかなくちやいけないのか。さっき私言ったように維持管理コストも含めてやっぱり機能的であるべきだなというのが、まずちょっと私頭の中浮かぶわけなんですけれども、町としての今後のファミリーランドに対する整備方向についてももしご意見あるいはそのご答弁いただけることがあれば伺っておきたいと思います。

議長

町長。

町長

それでは私のほうから総体的なかたちの中で答弁させていただきますが、二風谷ファミリーランドの全体の整備についてはやはり大きな整備の一つとしては、ファミリーランド内に平成26年の7月にびらとり温泉ゆからが新装オープンしたことにより、他のいろんなパークゴルフ場あるいはキャンプ場も含めて町内外から多くの利用をいただきながら、それなりの相乗効果が発揮できているというふうに考えてございます。しかしながら、ファミリーランドは昭和53年に整備をして40年経過しております、どうしても老朽化が目立つようになってきているところでございます。そのようなことから、財源がないからということではなくて、公園内の遊具については子どもさんがいるお母さんたちの意向も聞きながら、リース等により遊具の入れ替え等を年次計画で実施をしているところでございます。前段もご質問のあった旧施設については、担当課長のほうから答弁のとおり非常に傷みも激しく、近い将来はやはりもう解体すべきではないかということで考えているところでございます。また、名石を組み合わせたお風呂については、これは皆さんもご承知のとおりどこにもない日本一の岩風呂ということで、町内外からの利用者から高い評価を受けて

いるところでございますし、また、先人の思い入れもある施設でございます。そんなことから、できれば私の考え方としては、一部でも岩風呂、そのままの状態でも面影を残しておきながら、そういう施設の一つではないかなということ考えております。景観上問題がなければ、小さい子どもたち、まあファミリーランドということで夏場の水遊び場として再利用できないかも含めて、新年度において改めて検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。また沙流川まつり等のイベントについては、グランドステージを含めた会場機能整備等についてはそれらも含めたファミリーランド全体的に、何を残し、何を強化して整備することが効果的か検討する時期に来てございます。さらにはびらとり温泉ゆからができて来場者も増えておりますこと、また、ファミリーランド周辺にはアイヌ文化の関連施設あるいはイオル再生事業、重要文化的景観、また義経神社、すずらん群生地などの豊かな地域資源がございますので、これらの地域資源と組み合わせを考慮したなかで交流人口の拡大を図り、そして有効的な整備について、これは今ご意見がございましたように、必要に応じて専門家の大所高所からのご指導あるいは先進事例も踏まえて、庁舎内プロジェクトの中で検討して参りたいというふうに思っております。いずれにしても一旦立ち止まりながら必要な再整備計画を立てるとともに、費用もかかりますので補助金等も確保しながら整備していくということで考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

最後になりますけども、今の町長の答弁に尽きるのかなというふうに思っています。当然、財政的にもやっぱりかけるものはかけていかなきゃいけないという時代にもう来ていると思うんです、あそこの施設は。ですから、先ほど言ったように、やっぱり一度立ちどまって町長言いましたけどまさに私はそうだなというふうに思っております。本当にワンクッションおいて町外からの人たちの意見というのもすごく大事な意見持っていますんで。それともう思い切って、古い施設は淘汰するものはやっぱり年次計画で淘汰して、きれいになくしていくよと。それとさっき言ったテニスコートあたりが仮にですよ、もし大学とかいろんな実業団とかわかんないですけども、・・・で利用があるのであれば、やっぱり全天候型4面の照明設備つきのテニスコートあたり、これはちゃんと整備していくよとか。何かこう方向に向かって再度検討していただきたいというふうに思っています。それはすべてがすべてお金をかければ良くなるというものではない。淘汰してなくしていくものもやっぱり必要だと。そんな中で町長が具体的に言っていたその旧温泉施設の石のあり方、このまま放置することはちょっとできないよと。やっぱり、そのままそっくり例えば屋根とか外観壊して子どもたちが夏場水遊びできるような施設としてその部分だけは残していくよとか、今言った具体的な方向で、私はぜひ検討していただいたい

たいなというふうに思っています。いずれにしても、ファミリーランド、町内外からたくさんの方々来ていただいて愛される施設に生まれかわることを私望んでおりますので、そのことをもって改めて答弁いたしませんので、今後さらに検討していただきたいというふうに思っております。今日はどうもありがとうございます。

議長

それでは千葉議員の質問は終了いたします。続きまして、1番松澤議員を指名します。松澤議員。

1番
松澤議員

1番松澤です。先に通告しておりました部活動指導員の制度化についてと、近隣自治体間の後方支援体制について2点質問させていただきます。まず、部活動指導員の制度化についてですが、平成29年の3月14日に学校教育法施行規則の一部を改正する省令が公布され、その中に中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動、その中でそれにかかる技術的な指導に従事する部活動指導員について、その名称及び職務等を明らかにすることにより、学校における部活動の指導体制の充実が図られるようにするため部活動指導員の制度化が平成29年4月1日より施行されることになりました。この背景には運動部については、顧問のうち保健体育以外の教員で担当している部活動経験がない者が中学校で約46%であること、しかしその中でもそのスポーツをやったことのない人もいる確率は多いと言えます。そして、日本の中学教員の勤務時間は世界的にみても長く負担が大きいということです。理想としては教師のほうに、スポーツ、文化、科学等が得意というかやっていた方に指導していただくのが良いとは思っておりますが、特にスポーツに関しては勝つことだけではなくスポーツを通じて学ぶことの多さ、素晴らしさを教育の延長線として子どもに教えていただけると感じているからです。あと学校内の行動とか、その子の性格とか、そういうことをやっぱりよくわかっているのは教師と思っておりますので、例えば一生懸命練習に来ていても試合には出られなくても、一生懸命声を出して応援するとか、そういういろんな良いこと、その子の良さというのをその場面でも見るといえることができることはとてもその子たちにとっては重要なことだと思えているわけです。しかし、平取では最近のことかなと思っていたんですが全国的には20年ぐらい前から少子化で入部生徒、教員の高齢化で顧問の引き受けがそれぞれ減少し、その影響で運動部活動は停滞傾向にありまして問題視され、2001年には文部科学省で中学校と高校の運動部活動の外部指導者活用の実態調査を行っております。その後、29年に部活動指導員の制度化が施行され、30年度よりさらに具体的な部活動指導員の配置促進事業が実施される見込みです。部活動指導員の配置にかかる経費の一部を負担するもので、国、道、市町村が3分の1ずつ出すということです。平取町においても制度化に向けて検討できないか伺います。

議長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

それでは、ご質問にお答えいたします。今回の学校教育法施行規則の一部を改正する省令が平成29年3月14日に公布され、4月1日に施行されたという状況であります。改正の概要は、今議員が話されたとおりであります。学校における働き方改革に関する緊急対策ということで、学校教師が担う業務の明確化を通じた役割分担と、業務の適正化や時間外勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のために必要な処置の観点から取り組むべき具体的な方策が示されたという状況でございます。その一つとして、学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動にかかる技術的な指導に従事する部活動指導員について、その名称及び職務等を明らかにすることにより学校における部活動の指導体制の充実を図るものであります。中学校、高等学校等においては、校長の監督を受け部活動の技術的指導や大会への引率等を行う職務とする部活動指導員を学校教育法の施行規則に新たに追加されたというところであります。現在、顧問、コーチなどは教員が担当しているという状況であります。専門の指導ができないところは外部指導者を活用して、部活動のコーチ、また技術的な指導を行っておりますが、活動中の事故等に対する責任の所在が不明確なことから外部指導者だけでは大会等への生徒の引率ができないような状況ということになっております。このようなことを踏まえて、国も平成30年度より部活動指導員配置促進事業の実施を見込んでいくということでもあります。これは教育委員会を対象に部活動指導員の配置にかかる経費の一部を補助するというので、中学校における部活動の指導体制の充実の推進、また部活動を担当する教員の支援を行うとともに、部活動の質的な向上を図るということになっております。このことから教員の働き方改革にも期待され、部活動指導にかかる時間の軽減、それから教材研究や生徒の面談等の時間の確保、経験の少ない教員方の指導による心理的な負担が軽減されるというような効果があるということでもあります。しかしながら、現在平取町の地域の実態を考えますと、専門的な知識、技能を有する指導員の確保などが今後の課題ということになってこようかなと思います。これらを十分に理解しながら、今後検討させていただきたいというふうに考えておりますのでご理解願いたいと思います。

議長

松澤議員。

1番
松澤議員

確かに我町では指導員の確保が難しい面もあるというのは十分わかりますけども、地域全体で子どもたちのために協力しようかなという方と申しますか、そういう方はいると思いますし、昔とった何とか…ということで張り切って子どもたちを教えようとする方もいらっしゃるかもしれませんがぜひ検討していただきたいと思います。それで制度化についての中身についてちょっと、皆さんにお知らせしますが、皆さん、あまりわからないなと思っている方もいらっ

しゃると思いますので。今まで外部指導というのを、さっき課長の説明の中にもありましたけども、外部指導者というのは活用されておりましたそれは技術的な指導だけでして、当然、先ほどの問題点から指導とか…引率ですね、引率は教員の方がやるということで外部指導者と教員の方は連携と協力をしながら子どものために今までやっていらっしゃいました。その中で先ほど申している中身、やっぱり事故があった時とかそういういろんな問題がありますので、もう少しその方たちのことを任用するというかたちで、いろんな権限といいますか、そういうものを持たせるということのなかでもう少し先生たちの負担を減らすということの制度になっていると思うんですよね。それで部活動指導員の制度体制の整備ということがありまして、その中で規則を決めて、身分とか任用職務、災害補償、服務等に関する事項等、必要な事項を定めた部活動指導員に関する規則等を設定するということです。そのためには研修を実施するというので、その方たちのために色んなことの必要な部分の研修を実施していただく。それで部活動指導員を任用するという流れになります。その中のケースでも1と2がありまして、部活指導員が顧問をする場合と、部活動指導員及び教員両方が顧問をするというパターン、それと今までどおりの外部指導員の活用というのが3パターン、これからやっていくことになると思います。それでその研修の内容としましては、やはり教育の一環としてやるという意識を皆様を持っていただくような研修の内容となっております、教育委員会のほうだと思んですけど、そのほうから研修をされるということですね。色んな学校教育の指導要領とか、生徒の発達段階に応じた科学的な指導とか、研修の中身については色々な中身があります。そして学校の中による研修もあります。そういうことはやはり、今までこのことで外部指導員ができなかったことをより教育者に近い感覚でやっていただくためのものと私は考えております。このことで心配なことが全部網羅されるとはいかないとしても、連携を取るという意識がお互いに認識できるという判断するものだとは思っております。今まで教師の方たちにもボランティアという考え方で親身になってやっていただいた方もいると思います。その方たちがやはり何と言いますか、やらない人たちとかにとって、その方たちがやりにくい環境のようなものの見方とか、言われ方をしていたのじゃないかなということもありますが、教員の働き方改革の中で、教員給与の見直しの中で活動手当の支給要件の見直しということも行っておりますので、仕事としての考え方でやっていくのも、それもこれからの一つの方法というふうに考えられているのかなとは思いますが。現在、従来の外部指導者の活用が行われている部分についても、どこまで何を頼むか、連携の範囲を明確にすることも難しかったと思いますが、部活動指導員に対しての研修、留意点の内容などを参考に規定を策定することができないか伺います。

議長

生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えいたします。現在、道教委のほうではこれまでの教員職員の時間外勤務の縮減に向けて部活動の休養の設定や、管理職員による業務管理、業務の改善に取り組んでいるところであります。さらに、取り組みの充実が喫緊の課題ということになっておりまして、学校における働き方改革ということのなかで北海道アクションプランという案を策定しまして、現在、公表しているようなところであります。今後、このプランに基づいて地域の実情に応じた規定等を整備しなければならないということは町のほうでも考えておりますのでご理解願いたいと思います。

議長 松澤議員。

1番 松澤議員 子どもたちに対する思いは、保護者、学校、教育委員会、町民、皆同じ気持ちだと思います。それぞれの立場で協力し合い、子どもたちにとっての最善のかたちを整えていくべきだと思います。このことに関しまして、教育長にも考えを伺っておきたいと思いますがお願いします。

議長 教育長。

教育長 お答えいたします。内容については、今、課長のほうからお答えしたとおりというふうになっております。現在、平取中学校におきましては部活動として野球部、野球部につきましては人数が足りなくなってきておりまして、富川、門別等との合同で大会に出る等もしているところでございます。新年度の新生生の部活に入る数にもよりますけれども、現在は野球部、バスケットボールの男女、卓球の男女、バドミントン男女、文化部としましては吹奏楽があるというようなかたちです。また学校自体では指導はしておりませんが、中体連に出る関係で先生方に監督等になってもらっているということで、剣道と柔道があるというようなかたちでございます。平取中学校におきましては、現在、管理職を除いて13人の教諭、これは町単の、町が採用している先生2名を加えて13名ということでございます。また振内中学校につきましては、部活動はバドミントン男女とバレー女子があるというかたちでございます。振内中学校においては管理職を除いて8人の教諭がいるというかたち、また生徒の数につきましては平取中学校が105名、振内中学校が28名という生徒数になってきております。質問している内容で、今まで平取につきましては、少年団活動がかなり活発に行われてきておりまして、小学校から中学校にいった段階でも活動の種目によっては少年団がそのまま指導等を行っておりまして、中体連の大会等につきましては学校から教諭に監督等についても行って行くというようなかたちを行ってきたところでございます。なかなか生徒数の減少と指導する方の関係で、部活もちよっと停滞ぎみになっている部分はございますけれども、何とか地域の力を借りまして、子どもたちが望むような活動ができるよう

なかたちでというふうに町も考えておりますし、その際に指導ですとか、けがの関係等も心配される部分でありますので、その点につきまして道教委から示されてきます働き方改革に沿ったようなかたちで部活を活発にしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思っております。

議長

松澤議員。

1 番
松澤議員

ありがとうございます。それでは次に、近隣自治体間の後方支援体制について伺います。平成28年の11月に消防議会のほうで東北へ視察研修に行っていました。現地に行かなければ知り得ないことが数多くあり、災害の悲惨さを目の当たりにし改めて防災の取り組みの大切さを心に刻みました。バスの中でのガイドさんの説明も災害当時の話をしながらでの道中でした。その中で、遠野市のたくさんの大きなプレハブの建物が並ぶ地区を通った際、後方支援の取り組みの説明がありました。遠野市は活断層がなく災害に強い地域であり、内陸部にあるため遠野市独自で後方支援拠点施設整備構想をまとめ、国、県、近隣自治体と主体的に協議を重ね訓練も行っていったそうです。これらの結果、東日本大震災の際、発生後14分後に後方支援活動を開始することができたということです。内陸であることから、後方支援拠点となり得る立地環境であること、各種公共の敷地内をヘリポートや駐車場とする、沿岸からの重傷者等を内陸の医療機関へ搬送できる体制を組む、緊急医療本部機能を有する施設の設置、医療品毛布、給水ポリタンク等を支援できるよう資機材倉庫、支援機関が利用できる多目的スペースを設置、周辺自治体に自ら提案したということです。東日本大震災ほどの地震が来ない保証はありません。隣町の日高町には海岸があり津波の災害の恐れがあります。平取町には大雨なった場合の土砂崩れ、川の氾濫などの恐れと、どの地域にも100%安全が保証されている場所は存在しません。まずは、平取、日高で後方支援の協議等を行っていくべきと考えますが、伺います。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

それでは、ただいまの松澤議員のご質問に答えたいと思います。岩手県遠野市では、今、松澤議員が言われたとおり、平成19年に地震・津波災害における後方支援拠点施設整備構想を策定しまして、構想に基づく拠点施設の整備を図るため沿岸9市町村による推進協議会を設置しまして、連携体制を構築し大規模防災訓練等を実施して、東日本大震災のときには広域支援部隊の一時集結ベースキャンプとして受け入れ、支援物資の集積や分配、災害ボランティアの活動支援などを行って、その機能が十分に発揮されたと聞いております。ご質問にありました平取町と日高町での後方支援の協議につきましては、現在、平取

町では災害時における相互の応援協定というのを日高管内の各町と振興局、また、日高町と2町で締結をしております、その中で、一つ目としましては、救援及び応急措置に必要な職員の派遣。二つ目としましては食料、飲料水及び生活必需品の供給並びにそれらの供給に必要な資機材の提供。三つ目に被災者の救出、医療、防疫施設の応急復旧等に必要な資機材の提供及び斡旋。四つ目としましては救援及び救助活動に必要な車両等の提供。五つ目としましては被災者収容のための施設、住宅の提供。六つ目としましては被災した児童生徒の受け入れ。7番目としましてはボランティアの斡旋、調整など、その他要請のある事項について行うということになっておりまして、万が一災害が起きた場合にはお互いに協力、応援できるようになっております。しかしながら、例えば地震による津波で日高町の沿岸が被災した場合、具体的にどのような事案が想定されるか、またどのような応援や支援ができるかなど整理していく必要があるのかなというふうに考えておりますので、今後、日高町とも協議しながら、体制整備に向け検討していきたいというふうに考えておりまして、まず2町でしっかりとそういう応援というかができるような体制を今後検討していきたいというふうに考えております。以上です。

議長

松澤議員。

1 番
松澤議員

少しずつでも進んでいっているということをお聞きして安心しました。それで実際にそうなった場合のことなんでございますけども、自分の町で災害が起きた場合、地区ごとに規模が違う時、例えば自分が何かできることがあるだろうかと思ったときに、どこに連絡するのか、あるいは連絡が来るようにしておくのかとか、そういう仕組みがすごく大事だと思っています。実際に動くのは、例えば普段でしたら役場の職員の方々が一生懸命やっつけらっしゃるのは見ているんですが、自分たちでも何かできないかとよく本当に思うことがあります。普段、ボランティア活動をしているのはまた別の考え方で意識を持ってもらうことが大事になると思います。28年9月に一般質問で、「同じ町内でも被害に遭わなかった地域の住民による災害救援ボランティア活動に関することも視野に入れて計画の中に明記して住民への協力を要請していくべきだと思います。町民に広く周知し個人で登録することにより、町内で助け合う意識も防災に関する意識も生まれ協働のまちづくりの推進にも役立つのではないかと思います…」という内容のものでありましたが、その事柄についての検討はなされているかお伺いします。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

その件につきましては、一昨年9月に松澤議員から質問をされておりまして、今、担当部局のほうで検討しております。また、昨年ぐらいから各自治会のほ

うに防災セミナー等を実施していただくようなかたちでいろいろ取り組みを進めておきまして、今年度におきましても、紫雲古津自治会だとか、振内自治会だとか、自治振興会の役員さん等で少しずつそういう防災意識の啓蒙ということで活動を進めておきまして、今、言われました災害ボランティアの個人の登録につきましては、今後どのようなかたちで進めていけばいいのか、自治会というか町全体でそういう防災意識の啓蒙というのが必要になってくるかなというふうに考えておりますので、個人のボランティアの登録も含めて検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長

松澤議員。

1 番
松澤議員

平成29年12月19日に地震調査委員会は、道東沖30年以内にマグニチュード9の超巨大地震発生確率が7から40%と公表したと20日の新聞に載っておりました。この7から40%というのは、10%という数字もかなりの確率という、地震としてはそういうものだということでした。新聞を読んだその日の朝の情報番組で、早速ですが津波の範囲を予想した図が出ておりました。その中で、沖から地震があった場合、このぐらいのところまで地震の津波が押し寄せるであろうというその図の中に確実に平取町も入っておりました。図で色分けしただけのことでしたので、この辺の例えばこの辺の高さがどのぐらいになるということまでわかっておりませんが、東日本大震災級の地震、津波を警戒するという必要があるということでした。津波は平取町には関係ないと私思っておりましたから大変驚きました。ということは、日高町には相当高い津波が来ることが予想されます。消防議会のほうでも、このすぐあとにありましたので質問させていただきました。防災の観点から2町の町長がいつも出席しておりますので、後方支援の取り組みについて質問させていただきました。両町長共に、体制を整えていく答弁をいただいております。遠野市のこと先ほど例にあげましたが、すべてまねできることではないと思っております。準備ができていたからすぐに行動できたということが大事なことだとは思っております。ここ何日か、忘れてはいけない災害の恐ろしさを再確認するためにと、テレビ報道で東日本の災害の記事、映像を目にします。災害は必ず起こるという考えでなければ本当の災害対策はできないということもありますので、日高町、平取町まずは2町での具体的な協議を進めていってほしいと思っております。できればいつ頃から取り組んでいただけるかを聞いておきたいと思っております。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

その件につきましては、今後なるべく早い時期に日高町のほうとも協議できるような体制を組んでいきたいというふうに考えておきまして、現在、今、日高町のほうでこれとはちょっと別件ですけども、水害のタイムラインというもの

を策定しております、今週、確か策定をする予定になっております。平取町につきましては29年に策定しておりますので、平取町と日高町と、日高の富川地区ですけれども、連携しながら今後やっていかなければならないという部分もありますので、そういうものも含めた中で今後こういう後方支援というか、お互いの応援の支援方法について、早い時期に検討していきたいなというふうを考えております。

議長

松澤議員の質問は終了いたします。ここで10分間休憩いたしまして、11時20分再開いたします。

(休憩 午前11時 9分)

(再開 午前11時20分)

議長

再開します。2番松原議員を指名します。松原議員。

2番
松原議員

2番松原です。先に通告しました国民健康保険病院の医療充実について伺います。国保病院の運営は医療体制の維持、振内診療所の運営、医師体制についても内科専門診療の循環器内科、皮膚科、物忘れ外来の診療を維持し、病院の改築工事については平成31年中期に外構工事を行い早期に供用開始を目指して工事が進んでおりますが、医療体制について、平成27年から院内での医療相談地域連携担当を新たに設けていますが経過内容を具体的にお伺いします。私は28年3回目の定例会で質問をしましたときに、病院と包括センターとは密に連携となっていくと答弁していますが、包括センターの連携をどのように進めているのかお伺いいたします。また執行方針で、地域の病院としての多くの方が来院をしたいというような経営努力をしておりますが、具体的にはどのような考えでいるのかまず伺います。

議長

病院事務長。

病院事務
長

まず、医療相談地域連携を新しく設けてということのご質問ですけれども、医療相談地域連携の業務については、患者様家族様からの相談や他の医療機関、介護福祉施設などとの調整、保健福祉課、社会福祉協議会との協議連携などを行っておりますけれども、その中で相談件数としましては毎月70件程度を受けております。それと、地域包括支援センターとの連携ということですが、包括センターの業務であります在宅医療介護連携推進事業ですとか、認知症総合支援事業などの各種事業ですとか、ケア会議への参加というようなことでその事業に対して医療機関としてできる協力を行っております。具体的には、外来受診時に介護申請が必要な方や気になる方が受診された場合に包括センターに連絡をして、また入院中から介護申請などが必要な方がいましたら、包括

センターの担当と一緒に看護師が面談をするというようなことなどをしております。それと三つ目ですけれども経営努力をどのようなことかということかと思えますけれども、診察の内容ですけれども内科外科のほかに、専門診療科の循環器内科、皮膚科、物忘れ外来を開設しております。その中で皮膚科、物忘れ外来の診察の先生が事情によって来られなくなったということで、引き続き皮膚科、物忘れ外来を継続して診療していきたいということで、医療機関に依頼をしながら医師の確保を行っております。また循環器内科につきましては、毎週水曜日の午前中だけという診療でしたけれども、第2、第4、第5月曜の午後も診療を行いまして、患者様の受診機会を増やすなどということをしております。それと、患者さんと直接かかわりのある看護師の接遇向上を目的に、外部講師を招いて研修を行い職員の意識改革等を進めているという状況でございます。

議長

松原議員。

2番
松原議員

職員にも色んな外部講師ということで、そういう対応策を取っているということですが、もう少し、これからだんだん高齢化が進んでいきますので、地域の診療にむけてこれからも臨んでいただきたいと思っております。次に、新設の眼科医療についてお伺いいたします。平成31年から新しく眼科の診療が始まるということで、これに対して町民へのPR対策や、また患者数、診療収入などの増加を見込み予想を立てていると思えますけれども、収支予測についてはどのように考えているのかお伺いします。

議長

病院事務長。

病院事務
長

眼科の診療については医師の方から地域の医療に貢献したいという申し出がありまして、それを受けまして町としても専門診療ができることは町民へのサービスの向上につながるということで、診察の受け入れをしております。具体的な診療日についてはまだ1年先なものですから、医師の方とは詳しくは詰めておりませんのでこれから協議に入りますけれども、月に1回か2回の診察になるかとは思っています。それで具体的な診療体制がまだ決まっておりませんので、現時点では、患者数、医業収益などの推計というものは出しておりません。

議長

松原議員。

2番
松原議員

新しい病院の新設する診療ということで、我々も期待していたんですけれども、今聞きますと、診療はだいたい月に1回か2回ということは今までの他の病院の先生と同じような診療の考え方なんです。

議長	病院事務長。
病院事務 長	そういうことになるかと思えます。眼科の先生も自分のほうの病院の仕事がありますので、その中で時間を割いていただいて来ていただくということになるかと思えます。
議長	松原議員。
2番 松原議員	僕は診療が結構、眼科で週に何回というか診療していただけるということを考えていたんですけども、月に1回か2回ということであれば、予算的に出張医という格好になると思うんですけども、これはやっぱり出張医の金額というのは普通来られている方の出張医と同じような金額払うような考えをしているのでしょうか。
議長	病院事務長。
病院事務 長	お医者さんに対する報酬ですけども、現在来ていただいている専門診療の先生方と同じ程度の報酬の額にはなるかと思えます。診療の時間ですとか、そういうのによって色々違いますけれども、大体一般的には午前・午後と診療していただくと10万円ぐらいの報酬を支払うことになるかと思えます。
議長	松原議員。
2番 松原議員	そういうことであるとしみますと診療してもらう患者さんですね、そういうことも診療に見合ったような収益を上げる努力をしていただかなければならないと思えますので、今後、まだきちっと検討していないということでもありますけども、できるだけ赤字にならないような考え方で進めていっていただきたいと思えます。それでは次に補正の対応についてですけれどもお伺いしたいと思っております。地域の病院として、今言うように多くの方を来院していただけるような経営努力をしていますけども、毎年、赤字による補正を組んでおります。病院会計は、一般財源から繰出された金額の累計も多額になっていると思われまます。またさらに、新しく改築される病院の償還も加わる時に迎えるとさらに、増えていくと考えます。本年度も6千万円の補正を繰り入れていますけども、これで平取町のだいたい世帯数2574世帯、調査でありますけども、これを割りますと1世帯当たり2万3千円ぐらいの負担になるということで、これが毎年加算されますと、町民は新しい病院の経営に対しても不信感を持つのではないかという心配があります。町民が安心安全な病院であることと、病院の必要性や経営改善を町民にPRする必要があると考えます。振内診療所のように訪問診療や他の病院との連携による入院患者の受入れの強化、入院患者の確

保など、やれることから町民とともに取り組みが必要と考えておりますので、毎年多額のあれですけれども、多額の補正予算をしている事業に対して、29年度の収益を見積もり、収益が上がる対策をどのように講じていたのかお伺いし、また今後、収益に対する改善のことが一番重要と考えますので、職員の意識改善も必要と考えますので、今後収益に対する改善策、職員全員が、先ほども研修会だとかそういうのをやっていると思いますけれども、少しでも、赤字を埋めるような、協議で1人1人のアイディアを出すようなことも必要と考えますので、これからも医師や職員との会議の対応や補正について町長はどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

議長

病院事務長。

病院事務
長

今年3月の議会でも追加の繰り入れをさせていただいて、何とか収支を保っている状況になっております。それで補正の時にも説明させていただいたんですけれども、医業収益が上がらない要因としまして、なかなか入院患者さんが増えないというような状況があります。これについては、うちの病院で診療ができる範囲も限られておりますし、また振内地区に整備された介護福祉施設等に入所される患者さんも増えていくということで、なかなか入院患者さんが増えないという状況があります。それで収益を上げる対策ということなんですけれども、なかなか良い方策がないというのが現実でありますけれども、ほかの病院からの転院の受け入れも可能な限り行いまして、また先生方にも現状をお話しして少しでも収益を上げていただけるようお願いをしながらやっているところでございます。改善策ということで、なかなか大幅な収入増ということは見込めない状況もありますので、経費節減ということで人員を削減して人件費を抑えるということを30年度から進めていきたいというふうに考えております。

議長

松原議員。

2番
松原議員

なかなか今この病院でも収益を上げるということは大変な努力をしていると思いますけれども、たしかに人件費がどうしてもかかるということで、削減ということもありますけれども、やっぱり人件費は当然下げてどうのこうのということになりますけれども、雇用としてはできるだけ病院を確保するためにも、人をだんだん少なくするとか、あまり来ないような、やっぱり雇用の確保の一つの職場ともなっておりますので、そこら辺もいろいろ考えていただいて収益を上げる。一番の原因は先ほども言うておりましたけれども、入院患者が少ないということで、これもちょっと入院を見ますと28年度は43人受け入れのところ、33人ということで10人も少ない。これは計算すると、本当に2千何百万円も収入が上がらないということに当然なってきた、今回も29年の決算に

おいてもそれだけ入院する患者がいなかったということでもありますけども、できるだけ町立病院に来ていただけるような対策をとって、やっぱり宣伝。違う病院にもう、私も通っているんですけどもやっぱり入院するというので、逆紹介というか、そういうことにも情報を得ながら紹介していただいて、できるだけ平取町に帰ってきてもらって治療してもらおうとかという、やっぱり努力というのは大切なことだと思いますので、今後このことについても、入院の患者をできるだけ地元に戻ってこられるような、また、入院もできるようなことを対策として考えていただきたいと思います。なかなか入院患者をとすることは難しいというか、病院があまりあれすると町の健康患者とかいろんなことにもありますけども、できるだけ平取町に帰ってきて入院だとかしていただけるように、みんな町民一体となって情報を提供していく必要があると思っておりますので。最後の質問になりますけども、一度、住民となかなか病院との交流がないのでそういう交流ができないのかということについての提案でございますけども、実は、私はある患者さんから町立病院の対応について、苦情といいますか、話を聞いてほしいという申し出の事情を調査した時に、患者に対して、医師の医療方針だとか患者さんに伝わっていないということや、お医者さんが患者さんに対しての言葉遣いや患者さんに対する配慮の不足など、苦情として耳にしますけども、やっぱりそういうの、職員もあまりこう気にしてないのかなという感じを受けましたけども、実際に病院に行っているんな話をしたりお医者さんと話をしますと、やっぱりお医者さんも看護師さんも、患者さんに対して強い熱意を持って接しているということを感じましたので、やっぱりこれを患者さんに、こういうことを伝えることが一番大事な要素ではないのかな、对患者さんはただ受け止めて言葉づかいがあれだとか、そういう誤解を招いて、そういうことを言ったりして住民に広まる可能性もありますので、やっぱりお医者さんだとか看護師さんの今のやっている対応ですね、やっぱり理解できるような感じのシステムをつくったほうがいいと思っております。私はもう個人的なあれなんですけども、定期的に他の病院に通って、私ちょっと糖尿なものですから受診していますけども、その他の病院のところは、受付の対応や定期的な診療、検査だとか栄養指導を受けておまして、また2回ほど糖尿病の予防講習があります。病院では、こういう病院ですので患者さんに対してはもうお客さんですという感じですね、常に患者のことを考えて対応していただいておりますので、信頼しながらそこに通っておりますけども、平取町もこのお医者さんの考え方や受診されている患者さんの管理などに対してこういうのだとか、栄養士さんからの食生活に対する指導だとかというものを、また病気に対する予防などを直接お医者さんから色々聞くことにより、信頼感が生まれるのではないかと考えております。これによりまして先ほども一番はじめに、包括センターだとか、社会福祉協議会だとかいろんな連携をとってやっておりますけども、まずそういう包括センター、一番老人との接触がありますので、そういう包括センターの利用だとか、独居世帯だとか、特に農家が忙

しいのでそういうところに訪問し、健康管理や健康相談などにより、地域の健康づくりの対応策には良いのではないかと考えております。またお医者さんとの対面をすることにより、地域住民は健康と安心な安全な健康づくりをすることで信頼感が生まれて、また病院に足を運んでもらったり相談したいということで、患者の確保の一端となるのではないかと考えております。なかなか、お医者さんと相談しながら地域に出るとするのは難しいかもしれませんが、まず、お医者さんが地域の人に親しんでいただくということで、一緒に包括センターと一体となった地域サービスができないかということでお伺いしたいと思います。

議長

病院事務長。

病院事務
長

いろいろ苦情が届いているということでもありますけれども、内容をお聞かせいただいて、改善するものは改善していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。それと、お医者さんとの交流ということですが、医師の考えですとか思いもありますので、医師の意見も聞きながらどういったことができるのか、ちょっといろいろ相談しながら検討させていただきたいと思っております。

議長

それでは松原議員の質問は終了いたします。休憩します。再開は1時ということで。

(休憩 午前11時46分)

(再開 午後1時00分)

議長

それでは皆さんおそろいですので若干早いですけれども、再開をいたしたいと思っております。9番高山議員を指名いたします。高山議員。

9番
高山議員

9番高山です。今回は通告してありますように、町有バスにおける事故に対する損害賠償について質問をしていきたいというふうに思っています。ただ今朝、議員全員協議会、それから先般も議員全員協議会を開催しておりますので、一部、重複することもあるかと思っておりますけれどもご了解をいただきながら、質問進めていければというふうに考えております。まず、それぞれの状況について聞いてから一般質問の内容等に入っていきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いをしたいと思っております。事故の発生状況等について、簡単で結構ですのでその内容等について回答をお願いできればと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづく

それでは私のほうから事故の発生状況についてご説明したいと思います。事故

り課長

の発生年月日につきましては、平成28年9月18日午後4時50分ごろでございます。発生現場につきましては、札幌市白石区東札幌2条2丁目付近、南郷通りでございます。事故の状況につきましては、沙流川まつりに参加しておりました札幌びらとり会の送迎をしていた町有バスが南郷通りの片側2車線の道路右側を走行中、左前方に停止車両がありまして、バスの左後方を走行していた黒のワゴン車が突然バスの前に割り込んできたため、運転手が衝突を回避するため急ブレーキをかけた結果、乗客の一部が前の座席などに顔や腕、手などをぶつけたという状況でございます。

議長

高山議員。

9番高山
議員

一昨年の28年の9月ということで事故の状況は伺いました。この事故の状況でけがされた方もいらっしゃるということで、その後の対応等について簡単にご説明をお願いしたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

事故の状況というか対応でございますけれども、急ブレーキをかけて止まった時はそれほど皆さんけがをしているという認識がなかったというのが事実でありまして、乗客を札幌の北口まで乗せていく予定でございましたので、乗っていた方を降ろした時に頭ぶつきたとかちょっと話がありましたので、その時点で、もし病院行く方がいればご連絡くださいということで、お話をしております。そこで、一応事故の届け出をするということで、乗客を降ろしたあとに札幌駅の北口交番のほうに届け出をしたんですけれども、所管が発生現場が南郷通りということで、白石警察署ということになるということでこちらのほうに改めて事故の届け出を出したということでございます。その日に乗客全員の方に連絡をとり、けがの状況や受診状況について電話をしました。その結果、数名が軽い打撲等を負ったようでしたけれども、1名のみ病院へ行ったという状況でございます。次の日に、乗車した方のけがの状況について改めて連絡をしてけがの状況等を確認しております。8名が打撲とけがというか、ちょっとぶつけたというような申告がありました。そして次の日、20日ですけれども、改めてまたけがをした方に状況確認したところ、7名の方は病院へ行かなくても大丈夫ということでございまして、1名のみちょっと通院をするということでございました。その1名の方については状況の確認のために何回か電話をしながらお話をしております、本人持病などもあり血圧が高くなっているということで、通院をしているというようなお話でございました。10月になりまして、その方のお宅を訪問しお見舞いと容態の聞き取り等ということで行っております、その後、病院代についてもそれほどかからないというようなお話もありましたことから、人身事故の届け出はせず、お見舞金等で対応するとい

う方針でおりました。その後、この方のところに全部で13回ほど訪問しておりますけれども、いろいろ協議というか、補償の関係だとか、いろいろお話をしながらしていたところでございます。それで当初人身事故の届け出はしていなかったために任意保険の適用ができないということになりまして、事故から経過し過ぎたということで保険の適用ができないということになりまして、その後、保険を適用しないで何とか対応しようということで、今回こういうかたちで補償するというようなかたちになっております。以上です。

議長

発言の際に個人情報にかかわるようなことということで、病名等も含めて、名前、病名等については避けて発言されるようお願いいたします。高山議員。

9番
高山議員

今、ご説明あったように、一昨年9月そして事故対応ということの中で、1名の方がそれぞれ病院へ行ったということのなかで、その経過、時系列ごとにちょっとお話を聞きましたけれども、続けてそのまま3番目に行きますけれども、補償の内容等については、先般の議員全員協議会の時には200万円ということで、いずれにしても200万円の損害賠償ということになりますけれども、今朝、道南バス云々というのは、それは町のお金ではなくてもいずれにしても200万円払うということですが、補償の内容の積算といいますか、どういうかたちで計算されているのか、まず最後に聞いておきたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

それにつきましては一応自賠責の積算根拠みたいのがありまして、それに基づいて金額を出しております、それで自分のかかった医療費の自己負担分、それから病院にかかったときの交通費、それから診断書を取ってもらっておりますのでその診断書料、それから慰謝料ということを出しております、病院代につきましてはこの方あまり医療費がかからないということで、それほどかかっておりません、交通費と医療費合わせて約6万円ほどでございます。それから診断書料につきましては9720円。それから慰謝料ということでこれ自賠責の算定基準みたいのがあってそれをもとに出ささせていただいて、通院日数が20日だったということがありまして、20日にかけることの4200円、それに期間が結構長くなっているということで、その場合は通院期間の倍というような算定の仕方があるようで、それちょっとうちのほうでとらせていただいて16万8千円ということにしております。そのほかに慰謝料部分につきましては算定の基礎がなかなか難しいということがありまして、休業損害というのがありますので、それが1日5700円ということで、事故の起きた日から一応再最終的に本人とお話しでこの日までというのが29年6月30日までということにしましたので、その分286日間ということで計算しまして、約162万円ほどということで出しております。

議長 高山議員。

9番
高山議員 それでは今回の損害賠償について、議員全員協議会で話された内容について再度確認をさせていただきました。ちょっと何点かこれからお聞きしたいと思えますけれども、この乗車している方々のうち8人がそれぞれ打撲等々について、報告があったということですが、今回の該当されるけがをされて通院された方につきましては、年齢特定するわけにはいかないですけれども、何十代で就業しているかどうかだけちょっと確認をさせてください。

議長 まちづくり課長。

まちづく
り課長 年齢につきましては70代の方でございまして、就業というか、娘さんと同居をしているという状況でございます。

議長 高山議員。

9番
高山議員 70代で、基本的には仕事はしていないということで確認をしておりますけれども、そういった内容でよろしいということでしょうか。この報告書を見ますと、確かに議員全員協議会の中でもいろいろ言われておりますけれども、1人が病院に行ったというこの時点で人身事故の届けをしなかったということについては、そういった意味では自分が担当していても大丈夫だという話の中であれば、もしかしたらそういったところは自分になったとしてもそういう失敗をしたのかなというところは理解できるのかなとは思いますが、結果的にそのことが大きな問題にやっぱり引き金となったということなんですけれども、一つちょっと教えてほしいんですが対応の中で、札幌駅北口交番に届け出したけれども所管が、場所が白石警察署ということで事故届けを提出したということで、この事故届けというのは人身ではないと書いていますけれども、この事故届けというのはどんな内容の事故届けなのか。

議長 まちづくり課長。

まちづく
り課長 これについてはバスが急ブレーキをかけて非接触型の事故というかたちで、相手方が特定できない非接触型の事故というようなかたちで届け出になっているということになっています。

議長 高山議員。

9番
高山議員 そういう、ちょっと勉強不足で大変申しわけないんですが、非接触型の事故という届け出がされたということで、流れからいくと人身ではなかなか届けづら

いというそういったことも理解はできますけれども、ただ、この時系列ごとに先日議員全員協議会のとくに見せていただいたものがありますけれども、18日の当日、19日、20日ということで、それぞれ確認をしておりますけれども、札幌びらとり会だとか通じた中で確認をしておりますけれども、9月27日にはけがをされた方への電話で大したことはないということが、あれですけれども、持病で通院しているというようなことが言われましたけれども、実は10月7日にけがされた方を訪問しということで、これ3週間ぐらい、結果的に電話では話をしているんですけれども町の担当として、3週間ぐらい電話を入れただけで通院しているということの報告があつて、お見舞い等も含めて3週間もかかったのかという、その辺についてはどういう状況であつたのか伺いたいと思います。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 その件につきましては、こちらのほうもお見舞いに行くということで予定はしたんですがなかなか日程等も取れなくて、すぐ行けばよかったですけれども、電話等で本人の病状等を確認しながらしております、なるべく早く行きたかったんですが、ちょっと遅くなったというのが実情でございます。

議長 高山議員。

9番 高山議員 その時に容態を聞き取ったということですが、本人曰くは医療費もそんなにかからないというようなことだとか、お話の中ではですね、お見舞金で対応するという方針になったということでございますけれども、これは先ほどの補償の内容の積算をしてみますと、これ9720円というのは診断書だということと言っていますけれども、この時点で、例えば頸椎だとか首のことと持病との因果関係みたいなかたちの中での診断書が出ているのかどうかということと、その診断書ではどれぐらいというようなことが出ているのかどうか、その辺の内容についてちょっとお伺いしたいと思います。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 診断書につきましては5月に取ってもらっているという状況がありますので、この時点では診断書はいただいてないです。5月に警察に届ける時に診断書を取っていただいたということで、診断書の内容としては9月18日から5月の何日までということを出しております。

議長 高山議員。

9 番
高山議員

ちょっと勘違いしていましたが、この9720円で診断書をとったということは、最終的に5月にそれぞれ取ったということになるかなというふうに思いますけれども、その辺ですね、ちょっと最初にけがをしたときだということで通院した時に、本当にうちの町として、けがと持病の関係がいろいろあるみたいですが、そこら辺の関係の診断書というのは何も取っていないのかどうか、もう一度お願いします。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長
議長

その辺については診断書はいただいております。

高山議員。

9 番
高山議員

そういった意味では、大丈夫だということのなかで流れてきた対応だというふうには思いますけれども、これちょっと伺いますけれども、10月7日の日にもけがをされた方のところに訪問しお見舞いと容体の聞き取りをしたということですが、このとき面会した時には、担当課長だけなのか、それとも職員も含めてなのか、その辺のだれがどのように対応したかちょっとお聞かせ願えればと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長
議長

私と副町長で、一応お見舞いというか行っております。

高山議員。

9 番
高山議員

そういったなかでは、実際的には9月に事故が発生してから10月、11月、年内では、ここに書いてあるとおりお見舞金で対応できるということで、何かこういうふうに報告はしたんですけれども、なぜその中で、例えばお見舞い金、病院代も含めてということになるかと思えますけれども、その時には、後から、年明けてからの補償だとかということが出る前に、お見舞いの中で、なぜその時期を延ばしての対応になったのか。その時期では、お見舞いというかたちでは本人も納得しなかったということなんですか。その辺も一つ。

議長

副町長。

副町長

お答え申し上げます。事故発生後からちょっと時間が、10月7日ということで、お見舞いに行く期間が空いてしまったということでございまして。私どもも、受けとめとしては本当に軽度のけがというような認識でございまして、ち

よっとご本人の都合もあって遅れたというようなこともございましたけれども、10月7日にご本人に面会いたしましていろいろお話聞いた限りでは、ほかの持病もあるということから通院しているというようなことも聞いて、けがの治療に、けがと言いますか、病気を含めたけがの治療に頑張りたいというようなこともおっしゃっていただいたということもあって、当方としては今回あがっているような損害賠償というかたちではなく、その間の治療費、交通費等を含めた見舞金の程度といたしますか、でですね、ぜひ謝罪をしたいというようなことで申し入れたところでもございました。その後けががすっかり治って、治療費、交通費等も清算しようということもありまして、何度かご連絡をさせていただいているその中で、いろいろ相手方の主張といたしまししょうか、そういうのが出てきたというようなこともございまして、当初我々が判断していた対応とは少しずつずれてきたということもございまして、ちょっとその対応に非常に2年以上の時間がたってしまったということでもございまして、いろいろこう主張をされている額とか、当方が積算した額とも開きがあったということで、この間、十数回にわたって交渉して参りましたが、今回、補正にかけさせていただく額で折り合いと言いますか、ご了承いただけるというようなことになったこともありまして、議会への和解、示談の議決をいただきたいというようなことになってございます。

議長

高山議員。

9番
高山議員

今の副町長の話で、それぞれ協議を重ねていきながらということですが、ちょっとよく年内ではですね、例えばここに書いてあるように、お見舞いで対応して十分だというような状況で損害補償についてのペーパーには書いてありますけれども、これ協議を重ねるうちに段々と、その町が申し出た補償がお見舞いが幾らかどうかわかりませんが、金額を提示することによって相手方がさらに大きく要求してきてお互いの額があわなかったということになったのか、何か突然、年明けたら新しい気持ちで交渉したのかどうかわかりませんが、突然、そのお見舞いぐらいでいい病院代もかからないと言っているなかで、なぜこのように突然、法外なと言ったら失礼ですけども、私の常識の中では法外な金額にだんだん出てきたのかどうかという、その辺は、事情がお話しして差し支えなければお聞きしたいなと思いますけれども。

議長

副町長。

副町長

私どもですね、担当といたしますか、弁護士等に損害賠償というかたちでの適切な金額といたしまししょうか、そういうものをいろいろと相談していた経過もございまして、こちら側から提示をしてほしいというようなご意向もありましたので、その積算の金額を提示してもなかなか納得が得られなかったということも

ございまして。ただそういう方向への協議になったこと自体、ご本人の意向をはっきりとこちらで確認といいますか、すること、なぜそうなったかというようなことまでは、ちょっとこちらでは押さえていないという状況です。

議長

高山議員。

9 番
高山議員

何らかのやっぱりそういったなかで、町の対応が悪かったとは考えていませんけれども、ただこの事故対応についてということで本人が言っていることも含めてということもありますけれども、けがされた方が札幌びらとり会の会員だったということも含めて、やはりそういった事故処理については町にも、このお見舞い等々についての考え方に甘えがあったんではないかなというようなことがやっぱり感じ取れるのかなというふうには思っています。ですからそういった意味ではこの和解金 200 万円を聞いたときに、基本的には、なかなか一般常識的ななかではこういった金額になるのは、やはり正直ちょっと適当な言葉ではないですけれども、少しごねられたのかなというのは、私個人の考え方としてはそのようなことも考えざるを得ないのかなというふうには思っています。事故の補償等についてお聞きしたいんですけれども、道南バスとの関係等については、今朝の全員協議会の中で自賠償と任意がそれぞれ別々だということのなかで、やはり、もうそれも議員から指摘あったように、上下それぞれ、自賠償と任意が別々というのはやっぱり問題あるのかな、任意が例えば道南バスが掛けていれば道南バスは運送業務やっているプロですから何かあればすぐ対応できたのかな、それが、町がやったがゆえにこんなかたちということで、今朝の全員協議会でも指摘はあったと思うんですけれども、これはあれですか、4月に保険対応ができないかということで、人身事故の届け出を5月に警察に提出したということによろしいですか。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

診断書いただきまして警察のほうに届け出をしております。

議長

高山議員。

9 番
高山議員

まず1回目はもちろん人身事故なんで、人身事故の警察が受けてくれなければ、これ全国自治協会に事故届出を出しても保険対応ができないということになったということで確認してよろしいですか。ただ私がですね、僕も素人なのでちょっとわかりませんが、保険対応はできないという時には民事的に物損から人身に変える方法として、今度は保険会社に全国自治協会に、人身事故証明入手不能理由書というのがあるはずなんですよね。それを提出する方法があ

るということを聞いておりますけれども、そういうような内容等については把握しているのかどうか。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

それにつきましては自賠責保険に請求するときに、加害者請求もしくは被害者請求というのをするときに、そういうのができるというのは聞いておりましたけれども、当初任意保険を使って、当初というかこの時点では任意保険を使って補償できないかということで、町で入っております保険のほうに届け出をしまして協議したんですけども、事故から日数が経ちすぎているということで任意保険のほうとしてはそちらは対応できないと。そして任意保険会社のお話では、自賠責保険につきましては任意保険会社が自賠責保険も含めて一括して保険の補償をして、その後自賠責保険のほうに任意保険のほうから請求をしてかかった分をいただくというようになっていっているようで、今回任意保険のほうで任意保険のほうで対応はできないということになりましたので、ちょっと自賠責保険のほうにつきましては、加害者請求等をしていくしかないかなというふうにはなっているんですけども、これについても色々ちょっとありますので、今後その辺については検討していきたいなというふうに考えております。

議長

高山議員。

9番
高山議員

今の説明聞いていますけども、私の理解ではこの人身事故証明入手不能理由書というのは、自賠責にかかわるなんていうかたちではなくて、どうしても人身への切り替えを認めてもらえない場合については民事的な面だけでも人身にする、例えば損害賠償を事故届をです、例えばうちがもっている全国自治協会なりの保険会社にやっただめであれば、これ訴訟をするということも可能ではなかったんですか。訴訟するということで人身事故にしてもらうということも認定のやり方ではあるんですけども、ただ中身はやっぱり、本当に今言ったように訴訟で争って、事故によってけがをしたことを立証できれば人身損害についても賠償金が出せるということにはなるんですけども、今回の内容を見ると、町バスであるということと、町の中に担当者も乗っている、札幌びらとり会の方々もたくさん乗っている、事故届も非接触事故ということで白石警察署にも出してる、そういう状況から見るとこういったかたちで受け取ってもらえなかった場合については、やっぱり本当に裁判で争ってでも人身事故へのということになるのではないかという私の理解ですけれども、その辺もう一度お聞かせ願いたいと思います。

議長

副町長。

副町長

お答え申し上げます。私ども2年以上こういったお話、協議をさせていただいておまして、最終的にはなかなか金額的な妥協が見いだせなかったということもございまして色々弁護士に相談しまして、町として負担すべき賠償の額といたしますか、今回提示させていただいた額あたりが今までの交渉経過を含めて、最大限の額なのかなと。今後、調停なり裁判等に移った場合の弁護士費用ですとか、もろもろの諸経費、それから和解となった場合の本人の申し立ての額と町の提示する額との金額が定まらないというところもありまして、より多額な補償になる可能性もあるということでございまして、最終的にこの額でだめであれば調停、調停がだめであれば裁判というところまで想定をしていたということでございました。今回、最終的にこれで理解と言いますか、妥協をいただけるというところまでできましたので、本来であれば、裁判、調停等で納得するような金額を提示するのが本来の姿かもしれませんが、私どもの今の判断としていろんな状況を考えて、こういった額として議会の議決をいただこうというような経緯に至っておりますので、その辺はぜひご理解をお願いしたいと思います。

議長

高山議員。

9番
高山議員

そういった意味では副町長の答弁ももちろん納得なんですけれども、仮に、私はまた後でお話ししなきゃならないと思いますけれども、仮に適正な補償であって、そのために調停になったり、裁判費用が200万円かかろうが300万円かかろうが、その中で適正な金額で補償ができるんだったら、それは地域の町民も、この税金使うわけですからそれはそれで納得すると思うんですよ、そういう意味では。だから全く考え方としては本来であれば逆でないかなと。こういう町として、個人で事故やった場合ではないので組織なんですから、組織でやったときにきちっと筋を通せる内容の補償かどうかというのがやっぱり問題でないかなと思うんですよ。私はそのために、今、副町長が言ったように訴訟費用で200万円かかろうが500万円かかろうが、筋を通すということであれば私はだれもね、納得いくんじゃないかなというのは考えてはいます。ただ、もう一つちょっとお伺いしたいんですけれども、これはあれですか、普通の保険で、ムチ打ちのケースでは例えば主婦でも、もちろん主婦も家事労働するということですから自賠責でも1日5700円、もっと高ければ1万9千円まで計算できるということになっていきますけれども、5700円で普通これ計算していますけれども、5700円で先ほどの積算根拠を聞くと、そういった意味では通常であれば3か月程度なんですよね。こういうムチ打ちというのは。いや、それがいいかどうかというのは別ですよ。通常の例だと3か月程度だということで、基本的にはその辺を超えてまでなおかつということで、20日間ということの通院だということは、この1年半ぐらいの間で20日間病院行っていたということの捉え方でよろしいんですか。それともう一つ、休業補償の

切りかた、休業損害の切りかたというのはやっぱり主治医等のそういった医療照会をした上での切るかたちになるかと思うんですよ。ところが、今聞きますと、9720円補償内容の内訳ありますよ、5月に診断書をいただきました、だけど補償は6月30日まで、ということになっているけれども、じゃあ6月30日までの段階で医療証明をもらっていたのか。非常に難しいケースだと思います。持病があることとそのムチ打ちとか頸椎の関係の因果関係というのは難しいかと思えますけれども、この286日が29年の6月30日まで、5月に診断書もらっている、6月30日までにしたのは、医療の証明書みたいなものは貰わないで双方に決まった日だからということで、単純に6月30日までの日を決めたのかどうかその辺もう一度聞かせていただきたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

6月30日という日にちですけれども、通常であれば今高山議員おっしゃったように保険会社と医療機関のほうで、本人の病状を見ながらやりとりしながら医療費がここまでですねというやりとりをするそうなんですけれども、今回そういうやりとりをしなかったということもありまして、一応保険会社のほうにも相談したところ、本人とか被害者側とこちらのほうで一旦清算するために、この日までという日にちをお互い納得する日で決めて、そこまでっていうことなかでお話をするということで、6月に行った時にご本人さんとお話をさせていただいて、6月30日までの分とかたちでその日までということで、医療費についてはここまでっていうことで切らせていただいているというところでございます。

議長

高山議員。

9番
高山議員

結果的にはこういう非常に交通事故の関係では難しい内容なんですけれども、最終的にけがをした時から最後に終わったときまでの医療の関係の診断書なり報告書がないなかで、お互いに決めたから6月30日までに締めよう、5月からまだひと月以上ありますよね。約2月ありますよね。その辺が、お手盛り加減がちょっと適当でないかなというところがあるんですけれども、和解を急ぐためにそういうかたちでこの日までプラスアルファしていこうよということになっているのかどうか、もう1回その辺お互いに決めたから6月30日でもいいんだということなんでしょうけれども、その辺の考え方もう1回ちょっと整理してお聞かせください。

議長

副町長。

副町長

示談金の積算ということになりますけれども、相手方がこのぐらいというような額も提示をしているというようなこともあって、積算としては自賠責なり任意保険のある意味一般的な積算も存在するということは私どもも存じておりましたけれども、ただ休業補償のこの281日については、ご当人が主張する主婦業等の休業期間等をやはり見てくれというようなことも具体的なお話としてあったというようなこともあって、それも私どもの弁護士にもいろいろ相談したというような経緯もございます。あくまで示談というようなことで双方が納得する上で額を決めるということでございますので、私どもとしてはこの休業損害については当方が納得した日にちで切らせていただいいて、その主婦休業というようなものを適用させていただいたということでございます。その辺も、弁護士の見解としてもある意味、町としての慰謝料的な性格もあるねということで一般的な保険の積算としてはそぐわないものかもしれませんけれども、それは町の意向としてそういう積算をするのであれば、和解金としての積算としてはそう間違ったといえますか、そういうものではないというようなお話もいただいたこともありまして、こういう積算をしたということでございます。

議長

高山議員。

9番
高山議員

お話わからないわけではないですけれども、和解のときにこれぐらいでいいだろうというのは、役所的には通用しないのかなと思うんですよね。個人だったらそういうことはあるんですけれども、やっぱり組織としてきちっと受けている以上は、これぐらいというそのなあなあ感じではなくて、少なくとも6月30日までの例えば医者からの医療証明だとかそういうものが最低限必要でない、私たちが、そういった意味では議会もそうですけれども、地域の人方もそうですけれども、何に基づいて示談なり和解を急ぐあまりにこれぐらいでないかということでは説明がつかないんでないかなと思うんですよ。それと、これぐらいという中に、今副町長言いましたけど慰謝料的なものも入れているというけれども、これさっき補償で見たら慰謝料もきちっとお金を払っているんですよね。だから私はその辺やっぱり、6月30日だったら6月30日までの医療証明みたいなものは必要でないのかなと思うんですけど、再度ご答弁をお願いしたいと思います。

議長

副町長。

副町長

ご本人とのいろんな今までの話の経過でございますけれども、今も交通事故が起因かどうかという明らかなものはございませんけれども、通院しているということもあってご本人はまだ治療中というようなこともございますけれども、今回こういうことで、日数的な決めをさせていただきたいという当方の申し出に、応じたといえますでしょうか、そういうかたちもございましたので、こういう規定

で繰り出していただいたということもございまして、そういった医療的な証明は存在していません。

議長

高山議員。

9 番
高山議員

そういう流れでそういう判断でということですがけれども、ただこれは先般の議員全員協議会のときも言っていましたけれども、札幌びらとり会の会員だからやっぱりこう和解を急ぐというところもわからないわけではないけれども、こんなかたちで補償したりすると、じゃあ8名のうち残りの7名がこのことを聞いたらどうやって思うんでしょうかね。その人は正規にきちっと、頸椎捻挫かなにかして持病もあったから長くかかった、そのおかげで法外な200万円のお金を町からもらったと聞いたときに、札幌びらとり会の残りの7人の方々の気持ちを思ったときに、私これから首痛くなったわなんていう人ももちろんないですけども、そういう、そのなんていうんですかね、札幌びらとり会の残りの方々と同じびらとり会だから打撲はあっても、なんでもないよと言ってくれた人がたとの随分対応の温度差があるのでないかなと思うんですけど、その辺の心配はどう考えているのかちょっとお聞きかせいただければと思います。

議長

高山議員、今の質問につきましてはやはり7人ほうから何も言ってきてない状況のなかでの推測的なことで発言されるのは、私は会員の7名の方々にとって、そういう思いはもしなかったとすれば非常に不愉快な発言ということにつながるかなと思いますので、そういうことも含めてよろしくお願いします。

9 番
高山議員

僕聞いているのは、7名の方に聞いてみたらどうだなんていう事ではないんですよ。町の補償した内容によって、7名の方も不自然なかたちで町の対応について不信感を持つんでないか、そのことについてどうだということ。7名の方が打撲で頑張るわって言ってなんでもないわって言っている方について何か掘り起こすわけではなくても、こういう和解をした時に、それはびらとり会全体でもいいですし、その7名の方が聞いたときに、町としてその不信を買うんでないかということに対して町としてはどう思っているかということ聞いたんですがそういう聞き方はまずいですか。

議長

私はまずいと思います。本人たちがそういう意思を持っているかどうかということと、まるっきり確認もできない場所でもかもこういう議場という場所で、ある意味それを知ったときに、非常に私はその対象者の人たちが知ったとすれば、非常に憤慨する話かもしれない。それは、それこそ名誉にかかわる問題でないかという捉え方をするから注意をいたしました。そういうことです。高山議員。

9 番
高山議員

議長の言っているのはちょっと僕理解できないんですけれども、町がこういう対応したときに、そういうことを、町がこういう対応をしたことによって思うんでないですか、そういう心配は大丈夫ですかということだけ聞いているだけで7名の方のどうだこうだということを聞いているわけではないですけど、そういうかたちで町がこういう補償をしたときに、札幌びらとり会も本当に該当された、けがされた方もいるけれども、それはみんな町に協力してくれた人だと思うけれども、そういうことと温度差があるんだけれどもそういう心配は町としてははしなくてもいいのかなということを知っているんですけど、それは議長の言われるように発言を訂正しなきゃならない内容ですか。

議長

自分はそう思っているから、今注意を申し上げましたのでそういうふうを受けとめていただきたい。高山議員。

9 番
高山議員

不適当な発言だということになるのかどうかちょっと私はわかりませんが、議長権限は発言を止めることができるということでもありますので、それはちょっと仕方ないかなと思うんですけども、これから朝の議員全員協議会では道南バスとの委託の内容等について、例えば自賠責と任意保険が別だねということは言っていました。ただうちは公用車もたくさんあるし、バスも委託しているところもあるからということで、今朝お話しした時にはそれぞれやっぱり副町長から検討してみますということで出ていましたので、そのことは少し対応しながら改善していただけるのかなと思うんですけども、これはあれですか、町は公用車もいろいろありますけれども、事故が起きたときには基本的にはその部署の担当課長と副町長だとか、そういうかたちでその事故処理等について対応するのかどうか。昔は管財だとかってそういうところの中に保険関係をまとめて対応していたところがあったようにも思ったんですけども、今は、例えば今回バスはまちづくり課長のところなんで課長と副町長ということになるんですけども、こういうことは、これからかなりの公用車が乗って歩いているときに、何かこう専門の、損保までとは言わないまでももうちょっと、これだけの公用車を持っているなかでそれぞれ、その事故処理対応だとかそういうことができる本来の担当があったほうがいいかなと思うんですけどもその辺についてはどう思われますか。

議長

副町長。

副町長

今回のことにつきましては任意保険が適用ならなかったと、時間的なこともあり適用ならなかったというようなことでございまして、この担当課であるまちづくり課長と私で対応したということでございますけれども、通常の事故等であれば、本来、任意保険会社、自賠責の請求も含めて、その交渉等はそちらに任ずというようなことになろうかと考えてございます。

議長

高山議員。

9 番
高山議員

事故処理でということで和解も、協議はだいたいという事になっているんで、あまりそういったこと言ってもしょうないですけども、ただ、今後のこともあるんでもう 1 回ひとつ伺いたいんですけども、今回、行政として適正な和解金であったのかどうかということをやっと 1 点最後に聞かせてください。

議長

副町長。

副町長

先ほども答弁させていただきまして、適正かと言われれば、一応の私どもの積算という中で判断されるべきところかなと思いますけれども、今までいろんな交渉の中である程度歩み寄れる金額であったということもございまして、それからご本人が札幌びらとり会のメンバーであるということとか、ご本人の今の身体の状況とか見まして、なるべく、2 年もたってしまいましたけども、早期に一応の解決策を見いだしたいということでの私どもの判断でございましたので、ここをこういった内容の中で、議会に和解をしたいという提案をさせていただきたいと思いますので、その辺の判断につきましては議員の皆様判断ということになりますけども、私どもとしてはある程度歩み寄れる、適正と言っていいかわかりませんが、額だということで認識をしているところでございます。

議長

高山議員。

9 番
高山議員

いろいろとやっぱり、最初のスタートの時からそういった意味では、スタートした時の担当者のそういった、私でもそういうようなかたちでこの事故届けというのは出せなかったのかもしれないけれども、ただ最終的に見るとやっぱり常識的な補償の範疇からは、私個人としては逸脱している非常に大きな和解なり補償金ではないかなというふうには思います。先ほど言いましたように、これは町民の税金から出ているということを経験しても、やはりちょっと理解しがたい内容でないかなというふうに思っていますので、やはり町としての補償であれば適正な金額の補償が望ましいと思いますし、和解金が合意できなければ調停や訴訟になっても適正な補償金をきちっと出すことによって、やはり町として、組織として、襟を正すと言いますか、筋を通したことのほうが大変重要でないかなというふうに思います。ですから今後ともこういうかたちであった時には、そういった意味ではあまりにも安易にお金で整理するということがばかりではなくて、毅然とした対応が本当は必要でなかったのかなと思います。毅然な対応をしたことによればこういった内容の和解にならなかったのかなというふうに思っていますので、これは今後、町の補償なり事故処理の悪しき例にならないように、やはり気をつけていただければありがたいかなと思いますけど、

最後にその辺をお伺いして一般質問終わりたいと思います。

議長

町長。

町長

それでは私のほうから答弁させていただきますが、町としてもこれまで数十回にわたりまして本人のところにも行きながら、誠心誠意努力をしてきました。本人も事故以来、体調を崩されて、きっかけはやはりこの28年9月の事故から引きずって今日に至っているというふうに考えておりました、これ以上協議を引きずるということは、町にとってもまた本人にとっても、良い結果をもたらさないということで、和解の金額については弁護士との協議を経てやっと納得していただいたというようなことでございます。ご指摘の関係については、今後の教訓にしながら迅速に、また納得いくようなかたちの取り組みをして参りたいというふうに思っておりますので、大所高所からのご理解を願いたいと思います。以上です。

議長

高山議員の質問は終了いたします。休憩します。再開は2時5分といたします。

(休憩 午後 1時53分)

(再開 午後 2時 5分)

議長

再開します。5番井澤議員を指名します。井澤議員。

5番
井澤議員

今指名された井澤です。5番井澤です。学校給食の無料化が平取町でも実現できないかどうかということでご質問をさせていただきます。既に新聞報道等で日高管内新冠町が、昨年選挙があった町長の選挙公約ということもあって、給食費を小中学校、義務教育について無料化するということが報道されておりますけれども、定住促進、子育て支援ということでそのような政策を選んで、新年度、平成30年度から実現するというところで進んでおりますが、平取町としても同じように人口減少に対応する定住促進化、少子化対策、また子育て支援と手厚くこの分野について行政的に対応していただいているところでありますが、この新冠町での年度予算としては1900万円ということで報道されておりますが、平取町においてこのようなことについて検討を進めるお考えがないのかどうかについてお伺いしたいと思います。

議長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

お答えいたします。学校給食の無償化について検討できないかということですが、まず学校給食法では、学校給食に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食運営に要する経費は学校設置者が負担するということになって

おります。それ以外の学校給食に要する経費、学校給食費は保護者が負担するということになっております。給食の無償化は議員が言われたとおり、子育て世代の経済的負担の軽減、また人口減少に悩む自治体で子育て世代の環境充実や定住促進の観点から、学校給食の無償化は多少なりとも効果があるのかなというふうに考えます。ただ、これまで平取町でも子育て支援の一環として子育て支援医療還元事業、これは中学校までの医療の無償化であります。それから保育料の軽減、すこやか赤ちゃんの祝い金、それから放課後子ども教室、児童クラブなどさまざまなかたちで支援を行っており、保護者の負担の軽減に努めております。さらに本年度、冬季休業中に中学校・高校生を対象にした公営塾平取義経塾を開講し、学力向上、高校の存続に向けた支援を行っており、来年度より通年で開講する予定でございます。以上のことからさらに保護者の負担を町がすることになり、財源の確保をはじめとする解決すべき問題があり学校給食の無償化の実施は困難であるというふうに考えておりますのでご理解願いたいと思います。

議長

井澤議員。

5 番
井澤議員

新冠町で立てた予算については、約1900万円、1932万円という計上をしているということでもありますけども、平取町ではこれにかかわる1食当たり4千円ぐらい平取町でもなろうと思いますが、それらの年間での金額というのは幾らぐらいになっているのでしょうか。

議長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

今現在、まず小学校でいきますと月平均4300円で年間4万7300円、中学校でいきますと月額5千円で年額5万5千円。年間にしますと2020万円程度の負担ということになります。

議長

井澤議員。

5 番
井澤議員

日高管内では日高町と浦河町が公立学校に通う兄弟姉妹がいる場合などに、2人目を半額、3人目以降を無料とするような助成制度を2016年から実施しているということも記事にあるんですが、このことについて平取町は対応しておりますでしょうか。

議長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

お答えいたします。管内で今言われたとおり日高町、浦河町は、28年度に第1子は全額、第2子は半額、第3子以降については無料ということで、・・・軽

減を行っているような状況であります。新ひだか町は軽減なし、えりも町については30年度より半額にするというようなかたちでは実施しておりますが、平取町においてはこういう軽減はしておりません。

議長

井澤議員。

5番
井澤議員

今平取町としては検討していないということがあって、他の定住促進、子育て支援等について平取公営塾も含めて十分な対応をしているので、今は対応していないということですが、今、私の、複数の子どもさんが公立学校にいるときの割引とかそういうことについて対応している自治体が増えつつあるようななかで、平取町としてもやっぱりこれを無視せず、遠いなんていうか、効果があるんじゃないかと思えますけれども、人口の維持、子育て世代が増えること等につながっていくと思うんですけれども、ぜひこの辺のところについて、今できないのかどうか、あるいは財源のところていくと財源の問題があるのか。そういう意味では、ふるさと納税ということがあって、今年度、大変良い成績というかご寄付をいただいているということがありますので、先ほど2020万円というのが公立学校からの年間の給食費ということがありますので、新冠町の1900万円から比べると少しは多いですけどほぼ似たような金額ですので、財源として、新年度の予算で4項目にわたってふるさと納税による基金を使うという事業はありますけれども、今後ふるさと納税が増えていくなかで、他から財源が、助成等がない場合について貴重なふるさと納税で子育てを非常に手厚くやっている町ということを宣伝することによって、さらにまたふるさと納税が進むんじゃないかというようなことも考えますがその辺についてはいかがでしょうか。

議長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

お答えいたします。まず、今の段階で財源の確保というなかでは、基本的には給食の無料化は困難な状況ということになっております。ふるさと納税ということではありますが、当然ふるさと納税につきましても使い道はいろいろ限られております。その限られた予算の中で緊急度の高いものから事業を進めていくということになるかと思えますので、現段階ではそういう考えてございます。以上です。

議長

井澤議員。

5番
井澤議員

緊急という言葉が課長から出ましたけれども、やっぱり隣町である新冠町がこの昼食費を無料にするという、そして他の町も多数の子どもがいる家庭については減額をしていくというようなことがあるとするならば、今日高管内で

みていくということになると、私は平取町もこの給食費のそういう助成、今、日高町等が行っているその減額、2人目以降等の減額だとか、そういうことは、そして新冠町のように全額無償とするようなそれは、緊急の課題になっていつあるんじゃないかと思いますがその辺についてはいかがでしょうか。

議長

教育長。

教育長

お答えしたいと思います。今、課長から話したとおりうちの町も教育関係につきましても、かなりの金額をかけてきているという部分がございます。学校数にしましても人口5200人の町にしては小学校5校、中学校2校というようなかたちで学校がありますし、その学校につきましても建築してからかなりの年数が経っているということで、昨年につきましても振内中学校の大規模改修、また屋体の新築等も行ってきておりますし、今体育館の照明のLED化等も実施してきておりますし、管内ではいち早くICTの授業を進めるということでタブレット型パソコンですとか電子黒板等も入れてきているところでございます。その時その時で、緊急性の高い子どもたちのためになるような教育環境の整備ということで実施をしてきておりますし、今回の学習塾につきましても、中・高校生の学力向上と道立の平取学校の存続という部分では緊急性が非常にあるということで、効果が出るまでには多少時間はかかりますけれども、今、取りかかるべき事業ということで取りかかせていただいているところでございます。うちの町は学習塾のほうで進んでおりますけれども、それを見て新冠町が学習塾をやるかということ、やはり新冠町は新冠町の課題に優先順位をつけてやってきているところでありますし、管内の各町についてもそのようなかたちで実施をしてきているという状況であると思います。そういう事業ができれば一番いいわけでございますけれども、1月の臨時議会で説明ありました総合計画の中で、今後10年の財政計画等も出されておりましたかなり厳しい状況にあるということもあります。その中で取捨選択をしながら、今必要な事業をということで進めてきておりますので、現段階で給食費の無償化というのはちょっと今すぐにはできないということで考えておりますのでご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

議長

井澤議員。

5番
井澤議員

日本全体もそうですけれども、北海道、この平取町においても社会の変化の中で、世帯所得の格差が開いているというなかで、下支えするという意味では、生活保護家庭の方々については当然給食費等の無料というようなことがありますし、それに準ずる世帯についてもいろんなことの考慮はされておりますけれども、その辺のところでのこの無償化を必要と私が考えますのは、十分に支払うことについて問題のない家庭、そして生活保護によって保障される家庭の間の中で、

低い所得の方々について、月、小学生で4300円、中学生で5千円という金額は楽な金額ではないんじゃないかなということだと思いますので、そういう意味での各家庭の所得状況、経済状況の中から、ここを給食費の分だけでも無料化することで子どもたちを育てているお父さんお母さん、保護者の方々にとっては検討することは良いニュースになるのではないかと思います。そのような観点で、この経済状況の中で十分に給食費についても苦しい状況の中で払っているという方のことについての考慮とか、何かやっている施策等がありましたら教えてください。

議長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

お答えいたします。まず、給食の無料化、当然、生活保護世帯は保護費で賄われますし、また生活困窮で準要保護の方は給食費は無料ということになります。こういう観点から、今現在の段階で給食費の滞納などもございません。当然皆さん通常家でも同じなんです。生活の中で給食を食べる、食事というのは基本的には自分たちが働いて食べるというのが基本的な原則なのかと思います。当然その中で無償化なり、軽減するということは非常に良いことかなと思いますが、今現在の、先ほど教育長が言ったとおりある程度うちの財源というのにも限られます。その中でやっぱり必要などから予算付けしていくというのが基本かなということ考えていますのでご理解願いたいと思います。以上です。

議長

井澤議員の質問は終了いたします。以上で通告のありました議員からの質問はすべて終了いたしましたので、日程第2、一般質問を終了いたします。以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。本日はこれで散会いたします。大変どうもご苦労さまでございました。明日13日は午前9時30分から予算審査特別委員会を開催いたしますので、出席方よろしくお願いをいたします。

(閉 会 午後14時20分)